

# 青森県報

第二千号

平成十四年三月二十五日(月曜日)

## 目次

### 告示

- 共同漁業の免許……………(水産振興課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 遊漁規則の認可……………(同) ……二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……六
- 右 同……………(同) ……六
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……七

### 公告

- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……八
- 出先機関
  - 土地改良区の役員の退任……………(東地方農林水産事務所) ……八
  - 建設工事の請負契約に係る一般競争入札……………(土木事務所) ……八
- 選挙管理委員会
  - 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数……………(事務局) ……二

### 正誤

○平成十年十月二十八日号外第八十号及び平成十三年十月三十一日号外第九十三号告示中……………(自然保護課) ……三

## 告示

### 青森県告示第百十九号

平成十三年十二月十日青森県告示第六百七十四号をもって公示した共同漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により次のとおり免許した。

平成十四年三月二十五日

青森県知事 木村守男

年月日	免許番号	漁業権者の住所及び名称	免許の内容	存続期間	制限又は条件
平成十三年四月二十日	内共第四十九号	北津軽郡市浦村大字十浦村黒崎十	漁業の種類名、漁業の時期、漁場の置区域	平成十三年三月十四日から平成十四年三月十五日まで	平成十三年十月十日告示第六百七十四号の公示内容
内共第五十号	右	同	同	同	同



魚 種	全	長
こ い	一〇センチメートル	
ふ な	一〇センチメートル	
わかさぎ	七センチメートル	

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
こい、ふな	手釣、竿釣	一日	四〇〇円
わかさぎ	たも網	一年	三、〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については右表の額の二分の一の額とする。

(二) 納付の方法

あらかじめ十三漁業協同組合事務所（北津軽郡市浦村大字十三字羽黒崎一三三番地）

琴湖園（北津軽郡市浦村大字十三字五月女菴二番地二）に納付すること。

ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所においても漁場監視員に納付することができる。

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日

平成十四年三月二十日

二

1 漁業権者の名称及び住所

大童子川内水面漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎一五一番地三

2 認可年月日 平成十四年三月二十日

3 漁業権の免許番号 内共第五十一号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。

まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区	域	期 間
JR五能線鉄橋の上流端から河口までの区域		一月一日から十二月三十一日まで
大童子川1号砂防ダム(鮎ヶ沢土木事務所施工、昭和三十七年竣工)の上流端から崩壊の下流端までの区域		一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	一〇センチメートル
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一日	一年	
あゆ、やまめ	手釣、竿釣	四〇〇円		
いわな			一年	三、〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については右表の額の二分の一の額とする。

(二) 納付の方法

- あらかじめ木村次男(西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎一五一番地三)
- 伊藤商店(西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎七〇番地三)
- 藤田商店(西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野二八番地六)
- 派谷商店(西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野八二番地二)

太田釣具店(西津軽郡鮎ヶ沢町大字釣町二九番地)に納付すること。ただし、当該遊漁をする場所においても漁場監視員に納付することができる。

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (二) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日

平成十四年三月二十日

青森県告示第百二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一野渡急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱十一号と標柱十二号を結んだ線は市道中野・座頭石線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	弘前市	一野渡	野尻	二四の四
二	"	"	"	二六
三	"	"	"	二八
四	"	"	"	三二
五	"	"	"	三二九の一
六	"	"	"	二三一の一
七	"	岡本	"	二七
八	"	"	"	二七
九	"	"	"	一一の一
十	"	"	"	八の一
十一	"	"	野尻	二五
十二	"	"	"	二四の二

青森県告示第百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び八戸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 小久保急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ

線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	八戸市	大久保	小久保	一一の三
二	"	"	"	三の四
三	"	"	"	三の二〇九二
四	"	"	"	三の九二九
五	"	"	"	一一の三

二 久保急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡三戸町	豊川	下原	一九の一
二	"	"	"	三七
三	"	"	"	三七
四	"	"	"	三五の一
五	"	"	"	二〇の五

青森県告示第百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び五所川原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

